

答 申 書

(答申第125号)

令和5年7月5日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表の「公開すべき部分」に記載した部分については、公にされていると認められる情報であるため、実施機関が公開しない理由として示した福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）に掲げる非公開情報に該当せず公開すべきであり、その他の非公開とした部分についての判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和3年11月30日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

2021年にあった福井県高校演劇会で、福井農林高校の劇がケーブルテレビの番組から除外されるなどの問題について福井県高校文化連盟が福井県教育委員会に提出した報告書の写し

2 実施機関の決定

実施機関は、令和3年12月15日付け高教第1895号により、次のとおり本件処分を行った。

番号	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	今回のビラ配布、ネットでの誹謗中傷への経緯説明 福井県高文連演劇部会	一部公開	・個人の経歴（公になっている情報を除く） ・公務遂行に係る個人以外の氏名（公になっている情報を除く） ・個人の発言および行為（公になっている情報を除く）	下記理由1
			・顧問会議の内容 ・団体の対応内容（公になっている情報または不利益が認められない情報を除く） ・保護者説明会における意見交換内容	下記理由2
			・弁護士相談の内容	下記理由1および2
2	演劇部会経緯報告 Ver.1 2021.11.21	一部公開	・公務遂行に係る個人以外の氏名および所属校 ・個人の発言および行為 ・個人の属性	下記理由1

番号	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
			<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビからの具体的な相談内容 ・顧問会議の内容 ・団体の対応内容（公になっている情報または不利益が認められない情報を除く） ・保護者説明会における意見交換内容 ・法人名 	下記理由 2
			<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談の内容 	下記理由 1 および 2
3	演劇部会経緯報告 Ver. 2 2021. 11. 28	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・公務遂行に係る個人以外の氏名および所属校 ・個人の発言および行為 ・個人の属性 	下記理由 1
			<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビからの具体的な相談内容 ・顧問会議の内容 ・団体の対応内容（公になっている情報または不利益が認められない情報を除く） ・保護者説明会における意見交換内容 ・法人名 	下記理由 2
			<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談の内容 	下記理由 1 および 2

〈公開しない理由〉

理由 1：条例第 7 条第 1 号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため

理由 2：条例第 7 条第 2 号に該当

法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 2 日、本件処分について、公開された公文書の記載内容をすべて確認したいとして、本件処分の取消しを求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和4年7月8日付け高教第5014号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、公開された公文書の記載内容のすべてを公開することを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 本件処分について

公文書の記載内容をすべて確認したい。

(2) その他

請求者の立場からは、情報が公開されていない以上「公開しない理由」が正当なものかどうか判断ができない。福井県公文書公開審査会においては、一つ一つの黒塗り部分の理由について条例のどの部分に該当するのか詳細な検討を加えたうえで、判断をしてほしい。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 演劇部会の位置付けについて

福井県高等学校文化連盟演劇部会（以下「演劇部会」という。）は、私立高校を含む県内の高等学校で構成される福井県高等学校文化連盟（以下「県高文連」という。）に設置された29の専門部会の中のひとつであり、県高文連専門部会等の規定のなかにも規定されている。県高文連は、法人格を有していないが、あくまでも公益社団法人である全国高等学校文化連盟の下部組織に位置付けられており、また教育委員会の機関の設置根拠である福井県教育委員会行政組織規則にも附属機関に関する条例にも設置について定められていない任意団体である。

2 演劇部会の構成員（県立高等学校の職員に限る）の公務遂行性について

演劇部の顧問は、演劇部会が主催する大会や研修会等に各学校の生徒が参加するための登録手続、生徒の引率、日頃の指導、顧問会議の参加等、部活動に係る業務を公務として行っている。他方で、演劇部会の事務を担っている教職員は、例えば、演劇部会の

顧問会議を休日の大会終了後等を開くなど、演劇部会の活動と公務が混同しないように意識している。

3 条例第7条第1号の該当性について

- (1) 個人の経歴、氏名および所属校、個人の発言および行為ならびに個人の属性について
演劇部会の構成員の氏名および所属校は、特定の個人を識別することができる情報であるため、同号に該当する。

なお、県立高等学校の学校長、福井農林高等学校演劇部顧問、福井県教育委員会の職員および福井県議会議員の氏名については、公務員等の職務の遂行に係る情報（同号ただし書ハ）であることから公開とした。

次に、元部活動指導員は、公務員等に該当しないため、その発言や行為については、新聞記事で取り上げられている氏名や経歴等の情報（同号ただし書イ）を除き、同号に該当する。

また、Y o u T u b e 動画の制作関係者やスクールロイヤーの氏名についても、特定の個人を識別することができる情報であるため、同号に該当する。

4 条例第7条第2号の該当性について

- (1) 顧問会議の内容、団体の対応内容、保護者説明会における意見交換内容、ケーブルテレビからの具体的な相談内容および法人名について

演劇部会による会議、研修会、講習会、発表会、関係諸機関との連絡調整等の具体的な内容は、同団体の意思決定に関わるものであり、公にすることによって、同団体内部の議論が萎縮し、率直な意見交換が行われず、同団体の事業活動が損なわれるおそれがあることから、同号に該当する。

また、福井農林高等学校で行われた保護者説明会における保護者および生徒の発言は、公にすることによって、保護者および生徒と演劇部会との間の信頼関係が損なわれ、今後同様の事案において、保護者や生徒から率直な意見を聴取できず、同団体の事業活動が損なわれるおそれがあることから、同号に該当する。

次に、ケーブルテレビが演劇部会に対して行った相談の具体的な内容は、同社にとって会社の意思決定に関わる情報であり、公にすることによって、同社内部の議論が萎縮し、率直な意見交換が行われず、同社の事業活動が損なわれるおそれがある。また、相談を受けた演劇部会にとっても、公にすることにより、ケーブルテレビとの信頼関係が損なわれるという不利益が想定される。よって同号に該当する。

また、本件に関して演劇部会に取材を実施した複数の報道機関の名称（法人名）については、公開することによって、取材の対象やタイミング等、取材活動の詳細を競合他社に明らかにすることになり、同社の事業活動が損なわれるおそれがあることから、同号に該当する。

5 条例第7条第1号および第2号の該当性について

- (1) 弁護士相談の内容について

弁護士（スクールロイヤー）の助言内容については、個人がコントロールすべき情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、第1号後段に該当する。

演劇部会が行った弁護士相談の内容は、同団体の意思決定に関わるものであり、公にすることによって、今後の自由な活動を制限するおそれがあるだけでなく、スクールロイヤーと同団体との間の信頼関係が損なわれ、今後、必要な場合にスクールロイヤーから率直な助言を得られなくなり、同団体の事業活動が損なわれるおそれがあることから、第2号に該当する。

なお、演劇部会がスクールロイヤーに相談を行ったという事実は、新聞記事で取り上げられている情報であり、当該団体にとって、公にすることにより、不利益のある情報ではないため、公開とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第1号および同条第2号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分のうち、公文書にある記載内容すべての公開を求めていることから、以下、非公開情報の該当性について検討する。

2 個人の経歴、氏名および所属校、個人の発言および行為ならびに個人の属性について

(1) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、個人情報として公開しないと定めている。

個人の経歴は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として同号前段に該当する。なお、元学校職員の退職月については、慣行として公にされていると認められる情報であり、同号ただし書イに該当し、公開すべきである。

個人の氏名、所属校および属性は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として、同号前段に該当する。なお、演劇部会は県の組織法上、県の組織にも附属機関にも位置付けられていないという実施機関の説明に鑑みれば、演劇部会は条例第7条第2号の「法人その他の団体」として取り扱うことが適当である。

したがって、個人の氏名が、県立学校の職員としてではなく、演劇部会の構成員として公文書に記載されている場合は公務遂行情報にはあたらず、同号ただし書ハには該当しない。

個人の発言および行為については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報として、同号前段に該当する。

3 顧問会議の内容、団体の対応内容、保護者説明会における意見交換内容、ケーブルテレビからの具体的な相談内容および法人名について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、法人等事業情報として公開しないと定めている。

演劇部会は第5の2（1）のとおり、同号の「法人その他の団体」として取り扱うことが適当である。

顧問会議の内容は、演劇部会の意味決定に関わるものであり、公にすることによって、同団体内部の議論が萎縮し、率直な意見交換が行われず、同団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため、同号に該当する。

団体の対応内容は、団体の内部対応に関する情報であり、公にすることによって、同団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため、同号に該当する。なお、新聞報道等により公にされていると認められる情報については公開すべきである。

保護者説明会における意見交換内容は、公にすることによって、保護者、生徒および演劇部会との信頼関係が損なわれ、今後、同様の事案において、保護者や生徒から率直な意見を聴取できず、同団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため、同号に該当する。

ケーブルテレビからの具体的な相談内容は、同社にとって会社の意思決定に関わる情報であり、公にすることによって、同社内部の議論が萎縮し、率直な意見交換が行われず、同社の事業活動が損なわれるおそれがある。また、相談を受けた演劇部会にとっても、公にすることによって、ケーブルテレビとの信頼関係が損なわれるおそれがあるため、同号に該当する。

報道機関の名称（法人名）は、公開することによって、取材の対象やタイミング等、取材活動の詳細が明らかとなり、事業活動が損なわれるおそれがあるため、同号に該当する。

4 弁護士相談の内容について

(1) 条例第7条第1号および第2号の該当性について

弁護士（スクールロイヤー）の助言内容は、特定の個人を識別することはできないが、個人がコントロールすべき情報であるから第1号後段に該当する。

ところで弁護士は、弁護士法第23条により、職務上知り得た秘密を保持する義務（以下「秘密保持義務」という。）を負う。そして、弁護士は、弁護士の秘密保持義務を前提として依頼者が打ち明けた秘密をもとに、依頼者への助言等の弁護士業務を行うのである。弁護士の助言内容が公にされるとすれば、依頼者から秘密を打ち明けてもらうことが困難になり、弁護士業務に支障が生じるおそれがあるから、弁護士の助言内容は、第2号にも該当する。

また、弁護士相談の内容は、演劇部会の意味決定に関わるものであり、公にすることによって、今後の自由な活動を制限するおそれがあるだけでなく、弁護士と同団体との間の信頼関係が損なわれ、今後、必要な場合に率直な助言を受けられなくなり、

同団体の事業活動が損なわれるおそれがあるため、演劇部会の視点からも第2号に該当する。

5 まとめ

以上のことから、実施機関が非公開とした部分の条例の適用条項については妥当であったといえる。

しかし、実施機関が非公開とした部分の一部に公にされていると認められる情報が確認されたため、別表の「公開すべき部分」に記載した部分については公開すべきであると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4年 7月 8日	・ 諮問書の受理
令和 4年10月21日	・ 審議（第1回）
令和 4年12月21日	・ 実施機関による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 5年 2月16日	・ 審議（第3回）
令和 5年 3月30日	・ 審議（第4回）
令和 5年 6月 2日	・ 審議（第5回）
令和 5年 7月 5日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	

別表

	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分
1	今回のビラ配布、ネットでの誹謗中傷への経緯説明 福井県高文連演劇部会	<p>【条例第7条第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の経歴（公になっている情報を除く） ・公務遂行に係る個人以外の氏名（公になっている情報を除く） ・個人の発言および行為（公になっている情報を除く） <p>【条例第7条第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問会議の内容 ・団体の対応内容（公になっている情報または不利益が認められない情報を除く） ・保護者説明会における意見交換内容 <p>【条例第7条第1号および第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページ目9行目9文字目および10文字目 ・2ページ目12行目33文字目から13行目最後まで
2	演劇部会経緯報告 Ver.1 2021.11.21	<p>【条例第7条第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務遂行に係る個人以外の氏名および所属校 ・個人の発言および行為 ・個人の属性 <p>【条例第7条第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビからの具体的な相談内容 ・顧問会議の内容 ・団体の対応内容（公になっている情報または不利益が認められない情報を除く） ・保護者説明会における意見交換内容 ・法人名 <p>【条例第7条第1号および第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談の内容 	—

	公文書の名称	実施機関が非公開とした部分	公開すべき部分
3	演劇部会経緯 報告 Ver. 2 2021. 11. 28	<p>【条例第7条第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務遂行に係る個人以外の氏名および所属校 ・個人の発言および行為 ・個人の属性 <p>【条例第7条第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビからの具体的な相談内容 ・顧問会議の内容 ・団体の対応内容（公になっている情報または不利益が認められない情報を除く） ・保護者説明会における意見交換内容 ・法人名 <p>【条例第7条第1号および第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談の内容 	—